学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（案）に関する意見募集の結果について

令和７年12月24日
こども家庭庁支援局総務課
こども性暴力防止法施行準備室

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（案）について、令和７年10月20日から令和７年11月18日までの間、国民の皆様から御意見を募集したところ、計104件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の要旨と当該御意見に対するこども家庭庁の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

なお、とりまとめの都合上、同趣旨のものを適宜集約しております。また、今回の募集意見の対象とならない事項に関する御意見についての回答は差し控えさせていただきますが、お寄せいただいた御意見については今後の参考とさせていただきます。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後ともこども家庭行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対するこども家庭庁の考え方
1	○施行時現職者に係る犯罪事実確認について、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号。以下「法」という。）施行日から起算して３年を経過する日をまでに行わなければならないとする案は、確認猶予期間が長すぎるのではないか。 ○認定時現職者に係る犯罪事実確認について、認定等の日から起算して１年を経過する日までに行わなければならないとする案は、確認猶予期間が長すぎるのではないか。	○施行時現職者については、対象者の人数が膨大であるため、３年の間に完了するよう時期を分割した上で、順次犯罪事実確認の申請を行っていくこととしています。 ○認定時現職者については、認定等を受けた時点から法に基づく義務がかかるところ、対象業務に従事する前に犯罪事実確認を終えることを一律に求める場合、教育や保育の提供に支障が生じると考えられることから１年を確認期限としています。

2	○法第4条第2項又は第26条第2項の規定に基づく犯罪事実確認の期限に係る特例（以下「いとま特例」という。）について、3月又は6月とする案は、確認猶予期間が長すぎるのではないか。	○やむを得ない事情により従事者に業務を行わせるまでに犯罪事実確認を行ういとまがない場合であって、直ちに当該業務を行わせなければ事業等の運営に著しい支障があるときにおいて、対象業務に従事する前に犯罪事実確認を終えることを一律に求める場合、教育や保育の提供に支障が生じると考えらえることから、業務に従事させた日から3月又は6月を確認期限としています。また、いとま特例が適用される場合にあっても、可能な限り速やかに犯罪事実確認を行うことが前提であることをガイドライン等において周知してまいります。 　なお、いとま特例に基づいて犯罪事実確認を行う場合は、犯罪事実確認を行うまでの間はその者を特定性犯罪事実該当者とみなして必要な措置を講じなければならない旨が法で定められており、その詳細についてもガイドラインでお示しする予定です。
3	○犯罪事実確認の期限が従事者を業務に従事させた日から3月又は6月となる場合のやむを得ない事情は極めて限定的にすべきではないか。	○いとま特例が適用されるやむを得ない事情については、限定的に列挙していますが、真にやむを得ない場合に限定していることが明確になるよう、ガイドラインでは詳細な例を示すこととしています。また、いとま特例が適用される場合にあっても、可能な限り速やかに犯罪事実確認を

		行うことが前提であることをガイドライン等において周知してまいります。
4	○経過措置に『数が「膨大」であるから』とあるが、具体的にどれくらいの数があって、1日の処理能力が何件なのか、納得がいくように説明すべきである。3年という期間を設ける理由がシステムへの負荷、行政運営上の負荷、とあるが、これも具体的にどれくらいの負荷がかかるのか、システムにいたってはどれくらいの件数に耐えうるのか、その負荷への限界能力は一般的なシステムと比較しても劣らないレベルなのか、などの検討と具体的な説明が必要なのではないか。	○関係省庁への照会への対応処理や、業務委託先での業務処理の対応能力を踏まえて、1月あたり約20万件程度を処理することが限界と想定しています。これを踏まえて、分散処理の期間を3年と設定しています。
5	○性犯罪歴があるかどうかの確認期間を長くしつつ、確認出来てからでないと就任できないようにすると、急な欠員の際の補充人員がすぐにできない。かといって、まずは、人を当てがってから、その人に問題がないかを確認すると、犯罪歴が確認出来る前に、再犯が起こり、児童が被害にあう可能性がある。 ○「事前登録制のような制度」を作り、予め、対象の職種の希望者の登録名簿作成し、その名簿作成時に性犯罪歴を登録。その名簿に登録されている人から、対象の職種に就ける形の運用を行ってはどうか 　また、最低でも年に1回は登録の更新を行い、実際に仕事に就くまでに性犯罪を犯した人が紛れ込むのを防ぐことはどうか。	○施行時現職者及び認定時現職者の確認期限や、やむを得ない事情がある場合の確認期限の特例の趣旨については、No.1及びNo.2をご参照ください。 ○特定性犯罪の前科に関する情報は、機微な情報であることから、広く検索・閲覧できる制度とすることは適切でないと考えています。
6	以下のような制度はどうか。 ○本法令の導入にあたって、全教員は性犯罪行為をしていない旨の宣誓と誓約書を作成し、当該行為が行われた場合は誓約書に基づいて法的根拠の一つとして発行させる旨を追加する。 　本件における各種犯罪行為に関して、疑わしき者がいる場合、若しくは当該の各種法令に準ずる行為があった者が教育の課程において、即刻罪刑が確定するまでの期間は教育行為を行う事は出来ないものとする。また誤認逮捕などの場合においては名誉を	○刑罰については法律において定められるものであるため、本命令案への御意見に当たりませんが、こども性暴力防止法第6条及び第20条第1項第4号イにおいて、事業者は児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認める場合には、その従事者をこどもと接する業務に就かせないなどの児童対象性暴力等を防止するために必要

	責任を持って回復するものとする。 　また教員等の補充に関しては日頃より、1学年に最低1名の人員を確保しておき、適時補充教員としていけるように拡充しておく。 ○当該法令を含む違反が確認された時点で教員免許は剥奪するものとし教員としての資格を失う。 　学習塾などを含めて子ども達の教育機関に、おいてはすべての教育に関われないものとし、虚偽にて契約し教育行為を行った場合には、重大な故意の行為とみなし禁固刑を含む罰則を科すものする。	な措置を行うこととしており、その詳細についてはガイドラインでお示しする予定です。 ○教員免許に関することは文部科学省の所掌となりますが、こども性暴力防止法の円滑な施行に努め、学校における児童対象性暴力等の防止に努めてまいります。
7	○事実確認の期間に犯罪が起きうることも考慮しておくべき。その間は信頼できる代理人を立てるとか、期間を極力短縮するなど。	○法第4条及び第26条において原則従事する前までに犯罪事実確認を行うこととしております。また、やむを得ない事情により、従事する前に犯罪事実確認を行うことができない者については、特定性犯罪事実該当者とみなして必要な措置を講じなければならない旨が法律で定められており、ガイドラインにおいて、原則として一対一にさせない等の措置をお示しする予定です。
8	○また、外国人にはどう適応するのか、明確な方針が必要なのではないか。	○日本国籍を持たない者についても、法第 2 条第 4 項及び第 6 項に規定される従事者であれば法の対象となります。
9	○現職教師の定期的な犯罪事実の確認が必要ではないか。	○法第 4 条第 4 項又は第 26 条第 6 項において、1 度犯罪事実確認を行った者についても、犯罪事実確認書に記載された確認日の翌日から起算して 5 年を経過する日の属する年度の末日を超えて引き続き業務に従事させるときは、改めて犯

		罪事実確認を行わなければならない旨定められております。
10	○民間教育事業の要件を「従事者１人以上」へ拡大すべき。現案の「3 人以上」という要件では、個人指導等の小規模事業所が規制の抜け穴となり、密室性の高い環境でのリスクを排除できない。法の趣旨である児童保護を徹底するため、事業規模に関わらず、継続的に子供と接する全ての事業者を対象とすべき。 ○採用時における潜在的リスク評価（適性検査）の導入を検討すべき。 ○行政側の手続き遅延に対する免責基準の明確化を求める。 ○犯罪事実確認記録等の厳格な情報管理および悪用防止措置を支持する。	○法は、個人（一人）で行う事業については、個人情報保護法の趣旨も踏まえ、対象事業としないことを前提としており、現時点でご提案の民間教育事業の要件を「従事者１人以上」に拡大とすることはできません。なお、法律の附帯決議において個人事業主を犯罪事実確認の対象とする仕組みを検討することとなっており、対象とする事業者については今後検討してまいります。 ○御意見として承りました。 ○十分な時間的余裕をもって交付申請を行ったにもかかわらず業務を行わせるまでに犯罪事実確認書の交付が受けられない場合は、いとま特例が適用され、犯罪事実確認の期限が当該従事者を従事させてから 6 月以内になります。 ○御意見として承りました。
11	○具体的数値が事業者にとって負担になる可能性 「従事者が３人以上必要」などの人数要件が定められることで、小規模な教育・保育事業者には運営上のハードルとなる可能性がある。 ○過去の条例を遡及対象とする点における公平性の問題 過去の条例に基づく罪も対象にするとあり、これは「昔の制度下での判断」が現今の基準で扱われる可能性も出てきます。公平性・法的安定性の観点から、議論になる可能性	○民間教育事業として認定の対象となる事業の必要人数については、児童対象性暴力等が行われた場合に児童等を保護するために必要となる人数等を勘案して定めているものです。 ○本制度においては、刑の執行の終了等から最大 20 年が経過するまでのものを確認の対象としていることから、その期間において定められてい

	がある。	た罪についても対象とすることが必要と考えています。
12	○「各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例で定める罪」では範囲が広すぎて通常の教育に支障をきたすのではないか。	○こども性暴力防止法第２条第７項第６号において、都道府県の条例で定める罪のうち本制度の対象となるものについては、同号に定める具体的な行為類型に該当するものに限定しています。
13	○認定手数料が高額ではないか。 ○認定手数料は教職員数が多い場合は相当な額になるのではないか。	○認定を受けるための手数料については、法律の規定に則り、「実費」を勘案し、金額を設定しております。 ○認定制度の手数料については、１事業あたりの申請に必要なものであり、犯罪事実確認については手数料が必要になるわけではありません。
14	○確認未了者による従事に関するリスク評価と責任所在を明確にすること。 ○被害発生時の再発防止措置と補償制度を整備すること。	○やむを得ない事情により、こどもに接する業務への従事開始前に犯罪事実確認を終えることができない者については、犯罪事実確認を行うまでの間はその者を特定性犯罪事実該当者とみなして必要な措置を講じることが、事業者の義務とされています。また、事業者の義務として、法第 6 条において児童対象性暴力等が行われるおそれがある場合の措置、法第７条において児童対象性暴力等が行われた疑いがあると認められる場合の措置等が定められており、その具体的な内容については、ガイドラインでお示しする

		予定です。
15	○犯罪事実確認作業の遅さは、情報基盤が未整備であることが原因。 省庁間のデータ連携やデジタル化が不十分なまま制度だけ作っても、運用上の抜け穴が生じる。子どもの安全を最優先するため、性犯罪歴情報の即時反映・即時照会が可能なデータ基盤整備を強く求める。	○法の適切な施行のためのシステム整備に努めています。
16	○案に賛成する。今後も制度の信頼性を高めるため、現場の声を反映した柔軟かつ厳格な運用を期待する。	御意見として承りました。
17	○案に反対する。	御意見として承りました。

その他、命令案に関係のない御意見をいただきました。